



鳥労基発 0610 第 3 号
令和 7 年 6 月 1 0 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、令和 6 年 4 月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）等による化学物質規制が全面施行されたところ
です。これにより、リスクアセスメントの対象となる物を製造又は取り扱う事業者
は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露を可能な限
り低減することが義務付けられるとともに、濃度基準値が定められた化学物質に
ついては、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることが義務付けられま
した。

これらのリスクアセスメントでのリスク見積り、又は、労働者のばく露の程度が
濃度基準値以下であることを確認するために行われる個人ばく露測定の円滑な実
施と促進を図るため、中小企業等を対象として、個人ばく露測定（法令の規定によ
り実施が義務付けられている測定は補助対象から除かれます。）に要する費用の一
部を補助する「個人ばく露測定定着促進補助金」が令和 6 年度に新設され、令和 7
年度も引き続き実施することとされました。なお、昨年度は同一申請者当たりの交
付額の合計は 5 万円を上限とされていましたが、事業者がより活用しやすいよう、
今年度は当該上限が 10 万円まで引き上げられています。

補助の対象等について、別添のとおり令和 7 年 5 月 29 日付け基安化発 0529 第
1 号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達があ
りましたので、貴団体におかれましても、ご承知いただくとともに、傘下会員、関
係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考

厚生労働省HP「令和7年度個人ばく露測定定着促進補助金」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58356.html



公益社団法人 全国労働衛生団体連合会「個人ばく露測定定着促進補助金」紹介HP

URL <https://www.zeneiren.or.jp/bakuro/index.html>



鳥取労働局HP「令和7年度個人ばく露測定定着促進補助金について」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00846.html

